

## 京都市告示第139号

京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条の規定に基づき、建築基準法第42条第1項第5号の道路の廃止の承認をいたしましたので、同条例第4条の規定に基づき告示します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成24年6月28日

京都市長 門川大作

### 1 承認事項

指定番号	指定年月日	道路の幅員	道路の延長	道路の位置	道路廃止の申請者
第5880号	平成 24.6.19	メートル 4.00	メートル 52.88	京都市北区衣笠東尊上院 町10番の一部、10番4 の一部	東京建物不動産 販売株式会社 代表取締役 倉重喜芳

### 2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までは除く。）

(都市計画局建築指導部建築指導課)